

檜葉町保健福祉会館指定管理者募集要項

檜葉町（以下「町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定及び檜葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年檜葉町条例第7号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

第1 募集の内容

町では、町民の健康づくりの推進及び町民生活の福祉の向上に寄与するため、下記の公の施設を活用しつつ、町民に対し必要なサービスを提供します。

1 対象施設

指定管理者を募集する施設は、次のとおりです。

（1）檜葉町保健福祉会館

所在地 檜葉町大字北田字鐘突堂地内

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします（詳細は、別冊「業務仕様書」のとおり。）。

（1）施設、設備及び備品管理業務

ア 設備保守管理業務

イ 保安警備業務

ウ 備品管理業務

エ 植栽管理業務

オ 清掃業務

カ 駐車場管理業務

（2）利用者管理業務

ア 利用許可・不許可決定業務

イ 利用者案内業務

ウ 苦情処理業務

エ 災害時利用者避難誘導業務

（3）利用料金収納業務

（4）その他管理上必要と認める業務

なお、業務の一部を委託することは可能ですが、マネジメント及び業務の主たる部分を委託又は第三者に請け負わせることはできません。また、業務の全部を委託することもできません。

3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

ア 業務遂行に当たっては、関連する法律等を遵守すること。

(参考) 関連する法令等は多岐にわたりますが、主な法令等を例示すると次のとおりです。

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則

労働基準法、個人情報保護条例、当該施設の条例及び規則

公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例など

イ 指定管理者が提示した計画に基づき適正に管理すること。

ウ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。

エ 環境保全に配慮すること。

(2) 町は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期するため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 令和7年度の予算額及び令和5年度から令和7年度までの延べ利用者数等の実績は次のとおりであり、事業計画、収支計画等の参考として下さい。

ア 令和7年度の予算額 8,846,000円

イ 令和5年度から令和7年度までの利用者数(延人数)

令和 5年度 11,425人

令和 6年度 11,342人

令和 7年度 11,303人

4 町と指定管理者のリスク分担

町と指定管理者のリスク分担は、次のとおりです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		檜葉町	指定管理者
事業の中止	町の指示によるもの	○	
	指定の取り消し及び事業者の放棄、破綻等		○
物価の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	経費の支払い遅延（町→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→町）によって生じた事由		○
計画変更	町の指示による事業内容の変更	○	
	事業者の申し出による事業内容の変更		○
運営リスク	事故等による臨時休館等		○
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館		○
運営リスク	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部又は全部の利用停止	協議事項	協議事項
施設等の損傷	天災、不可抗力による場合	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	協議事項

5 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

ただし、管理の代行を継続させることが適当でないと認められるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

第2 申請に係る事項

1 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます。また町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- (3) 当該公の施設の管理の業務に関する収支予算書
- (4) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (5) 法人にあっては、登記事項証明書
- (6) 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることが出来る書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることが出来る書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 失格または無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格または無効となることがあります。

- (1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと町が認めたとき。
- (5) その他不正な行為があったと町が認めたとき。

第3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

1 審査の方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、檜葉町指定管理者選定委員会において、提出された書類に基づき審査を行います。

第4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく町議会の議決後となります。

2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、次のような内容について協定を締結します。

なお、協定の締結時期は、令和9年度一般会計当初予算成立後となります。

- (1) 協定の期間（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）
- (2) 指定管理料の額及び支払い方法について
- (3) 利用料金の取扱について
- (4) 個人情報の保護について
- (5) 損害賠償及び不可抗力について
- (6) 業務計画書、業務報告書について
- (7) 原状復帰について

3 事業評価の実施

指定管理者は、町に対し協定に基づき毎年度業務実績を報告します（このほか業務仕様書で定める毎月の報告事項があります。）。

第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、町は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は、次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

1 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

町は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支

障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置をとることがあります。

これらにより町が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等町及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。